

令和6年10月8日

令和6年登米市議会定例会 9月定期議会 議案

(その3)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
報 告 第 26 号	登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	5
議 案 第 69 号	令和 6 年度登米市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊

報告第 26 号

登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の
放棄に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分
の報告について

令和 6 年 8 月 30 日、登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に
関する条例（平成 24 年登米市条例第 21 号）の一部を改正する条例について、別紙のと
おり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定によ
り報告する。

令和 6 年 10 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成24年登米市条例第21号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和6年8月30日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成24年登米市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第2条第20項」を「第2条第21項」に、「同条第21項」を「同条第22項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年9月2日から施行する。

